

生命倫理講義（4） —ファインバーグ「人格性の基準」—

Lecture of Bioethics (4) —Feinberg “Abortion”—

小原琢磨
Taku OHARA

The purpose of this paper is to introduce Feinberg's theory of person and life with reference to the 4th paper "Abortion" in *Foundation of Bioethics*, Tokai University Press, 1988. According to Feinberg, there are two concepts of person: one is a commonsense person and the other is a moral person. For instance, many people claim that embryos are not a commonsense person, but from the start a moral person. For this reason they negate abortion. However, Feinberg claims that embryos are neither a commonsense person, nor a moral person. For this reason he permits abortion.

Key words: commonsense person
moral person
embryo

本稿の目的は『バイオエシックスの基礎』(東海大学出版会・1988年) 所収の第4論文「人格性の基準」を手がかりに¹⁾、人格と生命に関するファインバーグの所説を紹介することにある^{2) 3) 4)}。

第1章 ヒトと人格

ファインバーグによれば、「人格」(person) の概念は「ヒト」(human being) の概念と混同されることが多い。それゆえ人格の概念を明らかにするための第一歩は、人格の概念をヒトの概念から明確に区別することである。

ヒトという語は二つの意味を持つ。一つは道徳的な意味である。この意味によれば、道徳的共同体に属する資格を持つ存在者がヒトといわれる。すなわち或る存在者が生命の維持や幸福の追求といった道徳的な諸権利を有するとき、この存在者はヒトとして認められる。この意味でのヒトを人格という。

いま一つは遺伝学的な意味である。この意味によれば、ホモ・サピエンスという動物の種に属する存在者がヒトといわれる。すなわち或る存在者がホモ・サピエンスという動物の種に属する他の存在者から発生したとき、この存在者はヒトとして認められる。この意味でのヒトを人格とは決していわない。

このようなヒトという語が持つ二つの意味に応じて、ヒトという存在者も二つの領域に分かたれる。一つは道徳的な意味におけるヒトの領域(=人格の領域)であり、いま一つは遺伝学的な意味におけるヒトの領域(=ホモ・サピエンスの領域)である。この二つの領域をめぐって異なる二つの見解がある。

ある人々は、この二つの領域が完全に重なりあうと主張する。すなわち道徳的な意味におけるヒトの領域と遺伝学的な意味におけるヒトの領域とは単なる意味上の相違であって、事実上は何の相違もない。この主張によれば、ホモ・サピエンスは必ず人格であり、人格は必ずホモ・サピエンスであって、ホモ・サピエンス以外に人格は存在しない。

一方ある人々は、この二つの領域には重なりあう部分と重なりあわない部分があると主張する。すなわちこの二つの領域は単なる意味上の相違だけではなく、事実上の相違もある。この主張によれば、ホモ・サピエンスは人格である場合もあるし、そうでない場合もある。また人格はホモ・サピエンスである場合もあるし、そうでない場合もある。

この二つの見解は鋭く対立している。もしホモ・サピエンス以外に人格として認められるような存在者が新たに発見されるならば、この論争は決着をみる。しかし現在そのような存在者の発見はない。この論争はヒトという語が人格の意味で用いられたり、ホモ・サピエンスの意味で用いられたりして混乱の様相を深めているというのが現状である。

そこでファインバーグは第三者の立場から次の提案をする。この論争をとおして人格の概念を明らかにしてゆくためには、まず「人格」の概念を「ヒト」の概念から明確に区別しなければならない。すなわち人格という語は道徳的な意味に限定して使用し、一方ヒトという語は遺伝学的な意味に限定して使用する。これが現状では最良の方法である。

第2章 人格の概念についての考察 (1)

——規範的人格性と記述的人格性——

人格の概念をヒトの概念から区別すべきであると提案したファインバーグは、次に人格の概念そのものが持っている両義的で複雑な性格を明らかにしてゆく。

ファインバーグによれば、人格という語は異なる二つの用法を持っている。一つは純粋に規範的な用法である。これは純粋に道徳的・法律的な用法のことを意味する。道徳の専門家は、自由や責任といった道徳的な性格を何らかの存在者に帰属させるために「人格」という語を用いる。また法律の専門家は、権利や義務といった法律的な性格を何らかの存在者に帰属させるために「人格」という語を用いる。

それゆえ純粋に規範的な用法で人格という語を用いるとき、その語の使用者は道徳的な性格や法律的な性格といった何らかの「道徳的な人格」の概念を特定の存在者に帰属させるだけであり、その特定の存在者に

見出される観察可能な特徴（身長や体重・髪型など）を帰属させてはいない。法律の専門家は法律上の人格を国家や法人にも帰属させるが、国家や法人に見出される特徴を帰属させてはいない。

いま一つは純粋に記述的な用法である。これは純粋に慣習的・常識的な用法のことを意味する。私たちは、人格と呼ばれるに値する存在者であれば必ず持っているような数多くの特徴を経験的に知っている。この特徴は言語の意味を規定する日常的な言語習慣によって定められているものであり、私たちはこの観察可能な特徴を何らかの存在者に見出したとき、その存在者を慣習的・常識的に「人格」と呼ぶ。

それゆえ純粋に記述的な用法で人格という語を用いるとき、その語の使用者は言語習慣によって定められている数々の特徴から構成された「常識的な人格」の概念を特定の存在者に帰属させるだけであって、道徳的な性格や法律的な性格そのものを帰属させてはいない。強いていうならば、道徳的な性格や法律的な性格を帰属させるための根拠となりうるような数々の特徴を帰属させるにすぎない。

ファインバーグによれば、上述した二つの用法は人格という語を用いるときの両極である。じっさい純粋に規範的な用法が単独で使用されたり、純粋に記述的な用法が単独で使用されたりすることは殆どない。多くの場合、この二つの用法を兼ね備えた仕方で人格という語は使用される。すなわち人格という語の使用者は、ある存在者に対し記述的な用法で「常識的な人格」の概念を帰属させると同時に、規範的な用法で「道徳的な人格」の概念をも帰属させる。かくて人格の概念は常識的な人格と道徳的な人格とを兼ね備えた概念であるという意味で、両義的な性格を持っているといわなければならない。

第3章 人格の概念についての考察（2）

— 常識的人格性と道徳的人格性 —

人格の概念そのものが両義的で複雑な概念であることを明らかにしたファインバーグは、この両義性をめぐって提出された或る主張を批判しながら、その問題点を指摘する。

前章でみたように、人格の概念は常識的な人格と道徳的な人格といった異なる人格の概念を兼ね備えている。それゆえ人格の概念が適用される存在者の領域も、常識的な人格が適用される存在者の領域（＝常識的な人格の領域）と道徳的な人格が適用される存在者の領域（＝道徳的な人格の領域）とを兼ね備えていることになる。では常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域は、どのように関係するのであろうか。

ある人々は、この二つの領域が完全に重なりあうことは自明であると主張する。すなわち常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域とは意味上の相違であって、事実上の相違は全くない。いいかえるならば、常識的な人格は必ず道徳的な人格であり、道徳的な人格は必ず常識的な人格であって、常識的な人格以外に道徳的な人格は存在しない。これは万人が無条件に認めて自明の事柄である。

しかしファインバーグは、この主張を次のように批判する。もし常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域が完全に重なりあうと主張したいのであれば、そのように主張する根拠をも提示しなければならない。ある人々にとって自明の事柄が必ずしも万人にとって自明の事柄であるとはかぎらないからである。じっさい常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域が完全に重なりあうことはないと考える人々もいる。

たとえば法学者ブラックストンは、有罪確定殺人犯は生存権を失うと主張した⁵⁾。彼によれば、この殺人犯は常識的な人格であるが、道徳的な人格ではない。一方ある学識者たちは、ヒトの接合子や胚芽は生存権を持つと主張する。彼らによれば、ヒトの接合子や胚芽は常識的な人格ではないが、道徳的な人格である。この対立する二つの主張は、常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域が完全に重なりあうことはないという点で共通する。

かくてファインバーグはいう。この二つの人格の領域が完全に重なりあうという主張は万人が無条件に認めて自明の事柄ではなく、何らかの論証によって到達すべき学的な結論である。それゆえ常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域が完全に重なりあうと主張するときには、単に自説の正当性を自明の事柄として力説するだけでは不十分であり、自説の正当性を緻密な考察によって学的に立証するということをも必要とする。

第4章 常識的人格性についての考察 (1)

—常識的な人格についての探究方針—

前章においてファインバーグは、常識的な人格の領域と道徳的な人格の領域が完全に重なりあうという主張を批判した。もっともファインバーグは、この主張を全面的に否定したわけではなく、この主張が自説の正当性を立証していないという不備を指摘したにすぎない。以下においてファインバーグは、この主張の正当性を学的に立証するために全力を傾ける。

まずファインバーグは、すべての存在者を三つに区分する。第一は常識的な人格を疑いえない存在者、第二は常識的な非人格を疑いえない存在者、第三は常識的な人格か非人格化の判定が困難な存在者である。さしあたりファインバーグは、この三つの異なる存在者を逐次考察しながら、常識的な人格の概念を厳密に規定してゆく。

第5章 常識的人格性についての考察 (2)

—常識的な人格を疑いえない存在者—

第一にファインバーグは、常識的な人格を疑いえない存在者について考察する。——ファインバーグは常識的な人格を疑いえない存在者として、自分の両親や兄弟や恋人などをあげる。私たちは日常生活のなかで、この人々を何の疑いもなく人格 (person) と呼ぶ。この人々が人格であることを確信しているからである。

では、このような私たちの確信を支えている根拠は何であろうか。ファインバーグによれば、この人々は人格と呼ばれるに値する数多くの特徴を持っている。これらの特徴を見出したとき、この人々が人格であることを私たちは確信する。それゆえ私たちの確信を支えている根拠は、この人々が人格と呼ばれるに値する何らかの特徴を持っているという点にある。では人格と呼ばれるに値する特徴とは何か。

この問い合わせに「その特徴はヒトの手足である」とも答えられる。しかし植物状態に陥った患者はヒトの手足を持つが、人格であることを確信できない。ゆえにこの答は不適切である。また「その特徴は性別である」とも答えられる。しかし広大な宇宙の彼方に性別を持たない知的な宇宙人が存在しているかもしれない。この宇宙人は人格であるとも考えられる。ゆえにこの答えも不適切である。では、どのような答が適切なのか。

ファインバーグは、この問い合わせに対し常識的な立場から次のように答えている。人格と呼ばれるに値する存在者は自己の意識や情緒的な経験を持つ。物事を理解し計画を立てて行動する。言葉や身振りなどの方法で意志の疎通を図り、他者との信頼関係を築きながら共同体を形成する。このような特徴を持つ存在者が人格である。自分の両親や兄弟や恋人などを私たちが人格と呼ぶのは、この人々がこれらの特徴を持っているからである。

第6章 常識的人格性についての考察 (3)

—常識的な非人格を疑いえない存在者—

第二にファインバーグは、常識的な非人格を疑いえない存在者について考察する。——ファインバーグは常識的な非人格を疑いえない存在者として、自然界にある岩石や植物や下等動物などをあげる。私たちは日常生活のなかで、この存在者を人格とは呼ばない。この存在者が非人格であることを確信しているからである。

では、このような私たちの確信を支えている根拠は何であろうか。ファインバーグによれば、このような存在者は人格と呼ばれるに値する特徴を全く持たない。これらの特徴を見出すことができないとき、この存在者が非人格であることを私たちは確信する。それゆえ私たちの確信を支えている根拠は、この存在者が人格と呼ばれるに値する特徴を持たないという点にある。しかしここで一抹の不安が脳裏をかすめる。

古代神話において、万物は精神を持つという思想があった。また神秘主義者において、人間は恍惚状態のなかで万物と精神的な交わりをなすという思想があった。これらの思想によれば、たしかに岩石や植物や下等動物などは人間の姿をしていないが、何らかの精神的な存在者であるという意味では私たちと同じ人格である。それゆえこのような存在者を非人格であると断言することは、あまりにも軽率ではないか。

ファインバーグは、この不安に対し常識的な立場から次のように答えていている。岩石や植物や下等動物などは人格ではない。断じて違う。もしこの存在者が事実に反して精神的な存在者であるならば、それを私たちとは特異な姿をした人格として認めなければならない。しかし私たちは日常生活のなかで岩石や植物や下等動物などを人格と呼ぶことはない。この事実は、このような存在者が非人格であることを私たちが確信している証拠である。

第7章 常識的人格性についての考察（4） ——常識的な人格か非人格であるかの判定が困難な存在者——

第三にファインバーグは、常識的な人格か非人格かの判定が困難な存在者について考察する。——ファインバーグは常識的な人格か非人格かの判定が困難な存在者として、世界を超越する神や特異な姿をした未知の物体などをあげる。私たちは日常生活のなかで、この存在者を人格と呼ぶときもあれば呼ばないときもある。この存在者が人格であるか非人格であるかを確信していないからである。

ある人々は、神が理性的で意志的な存在者であると主張する。すなわち神と人間は相互に愛し合うことができる。この愛の交流のなかで人間は救いを得る。この主張によれば、神は人格である。一方ある人々は、神が非理性的で非意志的な存在者であると主張する。すなわち神は万物を生成消滅させる第一原因として存在するにすぎない。神と人間が相互に愛し合うことはない。この主張によれば、神は非人格である。

この二つの主張は鋭く対立している。もし神と人間が喫茶店で逢引している現場を誰かが盗撮に成功すれば、この論争は決着をみる。しかし世界を超越する神は、盗撮の被写体となる可視的な存在者ではない。それゆえこの論争に決着をつけることは容易でない。かくて神は人格か非人格かの判定が困難な存在者として永遠にとどまる可能性がある。では特異な姿をした未知の物体の場合は、どうであろうか。

ここでファインバーグは奇想天外な思考実験を行なう⁶⁾。——西暦30XX年、あなたは山羊座α惑星で奇妙な物体を発見した。変幻自在に姿をかえ、音を立てて浮揚する。鉱物なのか植物なのか動物なのか判然としない。早速あなたは調査を開始する。この物体の音を録音し言語の有無を研究する。意志の疎通を図るために実験を声や身振りで行なう……。調査の結果、理性的な存在者であると確信すれば「この物体は人格である」と判定するし、非理性的な存在者であると確信すれば「この物体は非人格である」と判定する。

この思考実験によって次のことが明らかとなる。すなわち特異な姿をした未知の物体の場合、発見時には人格か非人格かの判定が困難であるが、最終的には観察や実験をとおして人格であるか非人格であるかの判定を下すことができる。この未知の物体は、観察や実験の対象となる可視的な存在者だからである。かくて特異な姿をした未知の物体は、人格か非人格かの判定が困難な存在者として永遠にとどまる可能性はない。

第8章 常識的人格性についての考察（5） ——常識的な人格の概念規定——

以上の考察にもとづいてファインバーグは常識的な人格の概念を次のように規定する。すなわち常識的な立場から人格と呼ばれる存在者は、人格と呼ばれるに値する数多くの特徴を持つ。たとえば感覚認識する、知性認識する、推論認識する、自己認識する、痛みを感じる、言語を使用する、意志的行為をなす、他者を愛する、共同体を形成する……。

このように列挙された個々の特徴は、たしかに常識的な人格の概念を構成するための必要条件である。たとえば感覚認識は人格と呼ばれるために必要である、知性認識は人格と呼ばれるために必要である、言語の使用は人格と呼ばれるために必要である、意志的行為は人格と呼ばれるために必要である、共同体の形成は

人格と呼ばれるために必要である……。

しかし独立した個々の特徴それ自体は、決して常識的な人格の概念を構成するための十分条件ではない。たとえば感覚認識だけでは人格と呼ばれない、理性認識だけでは人格と呼ばれない、意志的行為だけでは人格と呼ばれない、共同体の形成だけでは人格と呼ばれない……。では常識的な人格の概念を構成するための必要十分条件とは何であろうか。

ファインバーグによれば、人格と呼ばれるに値する個々の特徴は無数にある。このような個々の特徴は常識的な人格の概念を構成するための必要条件であるが、単独では常識的な人格の概念を構成するための十分条件にはならない。個々の特徴が全部一緒になったときに十分条件になる。それゆえ常識的な人格の概念を構成するための必要十分条件とは、人格と呼ばれるに値する個々の特徴の全集合（collection）にはかならない。そしてファインバーグは、このような個々の特徴の全集合を C と呼ぶ。

第9章 道徳的人格性についての考察（1）

——道徳的な人格についての探究方針——

前章においてファインバーグは常識的な人格の概念を厳密に規定した。これによれば、C（＝人格と呼ばれるに値する個々の特徴の全集合）を所有する存在者こそは常識的な人格である。それゆえ或る存在者が C を所有するならば、その存在者は常識的な人格であり、もし C を所有しないならば、その存在者は常識的な人格ではない。では C を所有する常識的な人格と生存権を持った道徳的な人格とは、どのように関係するのであろうか。

ファインバーグは道徳的な人格の概念を規定する基準として次の五つをあげる。第一は種にもとづく基準、第二は種にもとづく基準の修正版、第三は潜在性にもとづく基準、第四は潜在性にもとづく基準の修正版、第五は C の現実所有にもとづく基準である。以下においてファインバーグは、この五つの基準を逐次考察しながら、常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であることを明らかにしてゆく。

第10章 道徳的人格性についての考察（2）

——種にもとづく基準——

第一にファインバーグは、種にもとづく基準について考察する。この基準は次のように定式化される。——ホモ・サピエンスという生物学上の種の成員はすべて、そしてその成員だけが、すなわち「それが人間によって宿されたものであれば誰でも」道徳的な人格であり、したがって殺されないように道徳的な規則による完全かつ平等な保護を受ける権限を受ける。

この基準によれば、道徳的な人格の概念はホモ・サピエンスという動物の種に属する存在者に対してのみ帰属させることができる。すなわち或る存在者がホモ・サピエンスの成員であるとすれば、その存在者は道徳的な人格であり、もしホモ・サピエンスの成員でないとすれば、その存在者は道徳的な人格ではない。それゆえこの基準においては、ホモ・サピエンスの成員であるということが道徳的な人格であるための必要十分条件である。

この基準が正しいとすれば、胎児はホモ・サピエンスの成員であるから、道徳的な人格として認められる。すなわち胎児は成人と同様の生存権を有し、成人と平等の保護を受ける権利を持つ。それゆえ胎児を抹殺する人工妊娠中絶は、胎児の生存権を侵害するという意味で殺人に値する。かくて種にもとづく基準は C を所有する成人にとどまらず、C を所有しない胎児にまで生存権を拡大する。これが種にもとづく基準の利点である。

しかしファインバーグによれば、この基準には二つの難点がある。第一は道徳的な人格の必要条件がホモ・サピエンスの成員であると主張する点に見出される。この基準によれば、たとえ道徳的な人格に値する知的な宇宙人が発見されたとしても、この宇宙人を道徳的な人格として認めることができない。知的な宇宙人はホモ・サピエンスの成員ではないからである。かくてこの基準による道徳的な人格の必要条件は狭すぎる。

第二は道徳的な人格の十分条件がホモ・サピエンスの成員であると主張する点に見出される。この基準によれば、自己の意識を全く持たず他者と意志の疎通が図れない胎児も道徳的な人格として認めなければならない。胎児はホモ・サピエンスの成員だからである。しかし胎児が道徳的な人格であるか否かは極めて疑わしい。かくてこの基準による道徳的な人格の十分条件は広すぎる。以上、二つの難点が種にもとづく基準には見出される。

第11章 道徳的人格性についての考察（3） —種にもとづく基準の修正版—

第二にファインバーグは、種にもとづく基準の修正版について考察する。この基準は次のように定式化される。—一般にCによって特徴づけられる種の成員はすべて、そしてその成員だけが、しかもその種がホモ・サピエンスであろうと別のものであろうと、そして問題となっている当の特定の個人が、たまたまCを所有している所有していないにかかわらず、殺されないように道徳的規則による完全かつ平等な保護を受ける権限を持った道徳的な人格である。

この基準によれば、道徳的な人格の概念はCによって特徴づけられる種の成員に対してのみ帰属させることができる。すなわち或る存在者がCによって特徴づけられる種の成員であるならば、Cを所有するCを所有しないにかかわらず、その存在者は道徳的な人格である。たとえばCによって特徴づけられるホモ・サピエンスという種の成員は、Cを所有するCを所有しないにかかわらず、道徳的な人格である。

このような種にもとづく基準の修正版は、種にもとづく基準が持つ第一の難点を克服することに成功している。すなわち種にもとづく基準は道徳的な人格に値する知的な宇宙人を道徳的な人格として認めなかつたのに対し、種にもとづく基準の修正版はこの知的な宇宙人を道徳的な人格として認めることができる。この知的な宇宙人はホモ・サピエンスと同じようにCによって特徴づけられる存在者だからである。

しかし種にもとづく基準の修正版には次の難点がある。すなわち常識的な人格を規定する特徴があるように、道徳的な人格を規定する特徴もある。ところでCによって特徴づけられる種の成員においては、道徳的な人格を規定する特徴を持つ者もいれば、それを欠く者もいる。それゆえ種にもとづく基準の修正版が正しいとすれば、道徳的な人格を規定する特徴を欠く者でさえも道徳的な人格として認めなければならない。これは奇妙である。

それゆえファインバーグによれば、種にもとづく基準の修正版は特定の存在者が持つ固有の特徴（=道徳的な人格を規定する特徴）ではなく、多数の存在者を包含する種の特質（=Cによって特徴づけられる種の特質）にもとづいて道徳的な人格を認めるところに難点がある。かくて種にもとづく基準の修正版は種にもとづく基準が持つ第一の難点を克服したが、その代わりに新たな難点を抱えこんだといわなければならない。

第12章 道徳的人格性についての考察（4） —潜在性にもとづく基準—

第三にファインバーグは、潜在性にもとづく基準について考察する。この基準は次のように定式化される。—Cを実際に、あるいは潜在的に所有している（すなわちCを現在所有しているか、あるいは自然の成り行きにまかせれば将来Cを所有することになると予想される）生き物はすべて、そしてその生き物だけが現時点での道徳的な人格であり、殺されないように規則によって完全に保護される。

この基準によれば、道徳的な人格の概念はCを現実的に所有する存在者だけでなく、将来Cを所有する可能性のある存在者（=Cを潜在的に所有する存在者）に対しても帰属させることができる。それゆえ或る存在者がCを現実的に所有していないとしても、Cを潜在的に所有するならば、その存在者は道徳的な人格である。たとえばCを潜在的に所有する胎児は、たとえCを現実的に所有していないとしても道徳的な人格である。

このような潜在性にもとづく基準には二つの利点がある。一つは特定の存在者が持つ固有の特徴にもとづく基準の修正版における問題を解消する。二つ目は、潜在性にもとづく基準は、現実的に所有する存在者に対する道徳的規則による保護をより広範囲に適用することができる。

いて道徳的な人格を認めるという点である。種にもとづく基準の修正版は種の特質にもとづいて道徳的な人格を認めるところに難点があった。しかるに潜在性にもとづく基準は種の特質ではなく、C を潜在的ないし現実的に所有するといった存在者の特徴にもとづいて道徳的な人格を認める。それゆえ潜在性にもとづく基準は、種にもとづく基準の修正版が持つ難点を克服することに成功している。

いま一つは私たちの心理学的な態度に合致するという点である。一般に胎児は奇怪で異様な姿をしている。保存液に浮かぶ胎児の標本を見て、至高の美を感じる人は少ない。しかしそれにもかかわらず、私たちは胎児に敬意を払う。なぜなら胎児は時が満ちれば、やがて C を完全に備えた現実の人間になるからである。胎児は現実の人間になる可能性を秘めている。それゆえ私たちは胎児の人工妊娠中絶に対し、罪の意識と嫌悪の念を抱くのである。潜在性にもとづく基準は、このような私たちの自然な感情に合致する。

しかし潜在性にもとづく基準には二つの難点がある。第一は「潜在性」という概念が曖昧であるという点である。この基準によれば、C を潜在的に所有する胎児は道徳的な人格である。では胎児以前の接合子は C を潜在的に所有するか。もし所有すると考えれば、接合子は道徳的な人格である。では接合子以前の精子や卵子は C を潜在的に所有するか。もし所有すると考えれば、精子や卵子は道徳的な人格である。では精子や卵子を形成する物質は C を潜在的に所有するか。もし所有すると考えれば、その物質は道徳的な人格である。ではその物質を形成する他の物質は……と果てしなく続けられる。

この無限進行に終止符を打たないと、結局すべての存在者が道徳的な人格となって、潜在性にもとづく基準の有効性も消滅する。この最悪の事態を避けるためには、C を潜在的に所有する存在者と C を潜在的に所有しない存在者との間に境界線を引かなければならないが、潜在性という概念はこの境界線をどこに引くべきかを具体的に示さない。この意味で、潜在性という概念は曖昧である。——もっとも常識的な立場からファインバーグは、接合子 (=C を潜在的に所有する存在者) と、精子や卵子 (=C を潜在的に所有しない存在者) との間に境界線を引くことによって、この第一の難点は克服できるともいう。

潜在性にもとづく基準が持つ第二の難点は「潜在性に関する論理的な問題」を克服できないという点である。一般に何らかの権利を現実的に所有する者は、その権利を受ける資格を現実的に持つ者である。権利を受ける資格を潜在的に持つ者は、その権利を現実的に所有せず、潜在的に所有するにとどまる。たとえば選挙権を現実的に所有する者は、選挙権を受ける資格を現実的に持つ者 (=20歳以上の成年) である。選挙権を受ける資格を潜在的に持つ者 (=20歳未満の未成年) は、選挙権を現実的に所有せず、潜在的に所有するにとどまる。この単純きわまりない論点を、潜在性に関する論理的な問題という。

ファインバーグによれば、一般に現実的な権利を潜在的な資格から導き出すことは不可能である。潜在的な資格から導き出されるのは潜在的な権利であって、現実的な権利ではない。じっさい「アメリカ合衆国の大統領は、アメリカ陸海軍の現実的な最高司令官ではない」のである。潜在性にもとづく基準は、このような潜在性に関する論理的な問題を克服することができない。すなわち生存権を現実的に所有する者は、生存権を受ける資格を現実的に持つ者 (=道徳的な人格を現実的に所有する成人) である。生存権を受ける資格を潜在的に持つ者 (=道徳的な人格を潜在的に所有する胎児) は、生存権を現実的に所有せず、潜在的に所有するにとどまる。——以上、潜在性にもとづく基準には克服可能な第一の難点と克服不可能な第二の難点とが見出される。

第13章 道徳的人格性についての考察 (5)

— 潜在性にもとづく基準の修正版 —

第四にファインバーグは、潜在性にもとづく基準の修正版について考察する。この基準は次のように定式化される。—— C を潜在的に所有しているということは、生命に対する権利を与えるのではなく、ただ単に生命に対する要求を与えるにすぎない。だがその要求は時がたつにつれて次第に強力なものとなってゆき、それに応じてその要求を拒絶するには一層強力な理由が必要となってくるのであり、最後には C が実際に所有される時点にまで行きつき、その時までにはその要求は生命に対する十分な権利と化している。

この基準によれば、道徳的な人格の概念は C を現実的に所有する存在者だけでなく、C を潜在的に所有

する存在者に対しても帰属させることができる。ただし道徳的な人格の概念は静的に固定しているのではなくて、ある存在者が C を所有する度合に応じて動的に増大する。たとえばヒトが C を潜在的に所有する胎児から C を現実的に所有する成人へと成長する過程で、このヒトに帰属する道徳的な人格の概念は漸進的に増大してゆく。

このような潜在性にもとづく基準の修正版には次の利点がある。何らかの神学的な根拠を持ち出さないかぎり、妊娠直後の接合子が生存権を持つとは思えないし、出生直前の胎児が生存権を持たないとも思えない。とはいってもヒトの連続的な成長過程のなかで、生存権を持つヒトと生存権を持たないヒトとの間に境界線を引くのは難しい。たしかに選挙権や市民権のように瞬間に獲得される権利もあるが、生存権は瞬間に獲得されるというよりは胎児の成長に応じて漸進的に獲得されると考えたほうが適切である。それゆえ私たちちは胎児が成長する度合に応じて人工妊娠中絶の問題も深刻化すると感じるのではなかろうか。潜在性にもとづく基準の修正版は、このような私たちの心理的な態度に合致する⁷⁾。

しかしそれにもかかわらず、潜在性にもとづく基準の修正版も前章でみた「潜在性に関する論理的な問題」を免れることができない。——1930年、大統領就任47年前のジミー・カーター少年はアメリカ合衆国の潜在的大統領であったが、アメリカ陸海軍の現実的な最高司令官ではなかった⁸⁾。また当時、大統領就任3年前のフランクリン・ルーズベルト議員はジミー・カーター少年よりも潜在的な大統領であったが、やはりアメリカ陸海軍の現実的な最高司令官ではなかった⁹⁾。至極当然のことではあるが、いかなる大統領もアメリカ合衆国の現実的な大統領でないかぎり、アメリカ陸海軍の指揮権を現実的に所有することはできない。これと同じことが胎児の生存権についても妥当する。

ファインバーグによれば、C を潜在的に所有する接合子は生存権を受ける資格を現実的に持たない。ゆえに接合子は生存権を現実的に所有しない。また接合子よりも C を潜在的に多く所有する初期の胎児も生存権を受ける資格を現実的に持たない。ゆえに初期の胎児も生存権を現実的に所有しない。更に初期の胎児よりも C を潜在的に多く所有する成長した胎児も生存権を受ける資格を現実的に持たない。ゆえに成長した胎児も生存権を現実的に所有しない。いかなるヒトも生存権を受ける資格を現実的に持たないかぎり、生存権を現実的に所有することはできない。——前章でみたように、潜在性にもとづく基準は「潜在的な資格から導き出されるのは潜在的な権利であって、現実的な権利ではない」という潜在性に関する論理的な問題を克服できなかった。潜在性にもとづく基準の修正版も、これと同じ致命的な難点を抱えているといわなければならない¹⁰⁾。

第14章 道徳的人格性についての考察 (6)

— C の現実所有にもとづく基準 —

第五にファインバーグは、C の現実所有にもとづく基準について考察する。この基準は次のように定式化される。——任意の時点 tにおいて C を実際に所有している生き物はすべて、そしてその生き物のみが、たとえその生き物がいかなる種ないしカテゴリーに属していても、時点 tにおける道徳的な人格である。

この基準によれば、道徳的な人格の概念は C を現実的に所有する存在者に対してのみ帰属させができる。すなわち或る存在者が C を現実的に所有するならば、その存在者は道徳的な人格であり、もし C を現実的に所有しないならば、その存在者は道徳的な人格ではない。たとえば C を現実的に所有するヒトの成人は道徳的な人格であるが、いまだ C を現実的に所有していないヒトの胎児や C を現実的に所有しなくなったヒトの成人などは道徳的な人格ではない。

このような基準においては、C を現実的に所有することが道徳的な人格であるための必要十分条件である。ところで C を現実的に所有することは常識的な人格であるための必要十分条件でもある。それゆえ C を現実的に所有する存在者は、常識的な人格であるとともに道徳的な人格でもあるといわなければならない。すなわち常識的な人格は必ず道徳的な人格であり、道徳的な人格は必ず常識的な人格であって、常識的な人格以外に道徳的な人格は存在しない。かくて C の現実所有にもとづく基準は、常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であると主張する。この主張が C の現実所有にもとづく基準の利点である。

この利点を高く評価するファインバーグは、常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であるという主張の正当性を次のように立証する。——理性的で意志的な存在者は常識的な人格として認められる。ところで常識的な人格は他者と意志の疎通を図ることによって道徳的な共同体を形成する。それゆえ常識的な人格は、この共同体のなかで道徳的な人格として存在するとともに、道徳的な信頼関係にもとづく何らかの人格的な幸福を経験することができる。いいかえるならば、道徳的な人格が共同体のなかで人格的な幸福を経験できるのは、道徳的な人格が常識的な人格として存在するからである。かくて常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であるということは単なる偶然ではない。必然である。

しかしながらファインバーグによれば、Cの現実所有にもとづく基準には次の難点がある。この基準によれば、胎児だけではなく、新生児も道徳的な人格ではない。新生児は胎児と同じく、Cを現実的に所有していないからである。たしかに新生児は他者から与えられた痛みを感じ取ることができると思われる。しかし物事を理解し計画を立てて行動することもなく、言葉や身振りで他者と意志の疎通を図ることもない。このような新生児が常識的な人格でないことは明らかである。それゆえCの現実所有にもとづく基準によれば、新生児は道徳的な人格ではない。これは新生児が生存権を持たないことを意味する。かくて新生児を抹殺する「嬰児殺し」は殺人に値しないと帰結される。

このように考えてくるならば、Cの現実所有にもとづく基準は優れた利点がある反面、他の基準には見出されない深刻な難点を抱えているといわなければならない。すなわちCの現実所有にもとづく基準は、常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であると主張するところに優れた利点がある。しかしこの基準は胎児の人工妊娠中絶だけではなく、新生児の嬰児殺しをも論理的に正当化するところに深刻な難点がある。ファインバーグによれば、嬰児殺しは「悪い行為」である¹¹⁾。絶対に許すことはできない。それゆえCの現実所有にもとづく基準は優れた利点を持っているにもかかわらず、嬰児殺しを否定する立場に立つ人々によって厳しい批判を受けてもいる。

第15章 まとめと結論

以上において道徳的な人格の概念を規定する五つの規準を考察したファインバーグは、本論を簡単に振り返りながら、胎児の人工妊娠中絶が殺人ではないと結論する。

ヒトという語は二つの意味を持つ。一つは道徳的な意味である。ある存在者が生存権を持つとき、この存在者はヒトである。この意味でのヒトを人格という。いま一つは遺伝学的な意味である。ある存在者がホモ・サピエンスという種に属するとき、この存在者はヒトである。この意味でのヒトを人格とはいわない。このような遺伝学的な意味でのヒトが生存権を持つためには、道徳的な意味でのヒト（＝人格）でなければならない。

しかし人格という概念は二つの意味を持つ。一つは常識的な人格の概念である。記述的な用法によれば、ある存在者が人格と呼ばれるに値する特徴Cを持つとき、この存在者に対して常識的な人格の概念を帰属させることができる。いま一つは道徳的な人格の概念である。規範的な用法によれば、ある存在者が生存権を持つとき、この存在者に対して道徳的な人格の概念を帰属させることができる。かくて人格という概念は両義的である。

ところで殺人とは生存権を持つ道徳的な人格を抹殺する行為である。この行為は道徳的な諸規則や刑法などによって禁じられている。では胎児を抹殺する人工妊娠中絶は殺人であるといってよいか。ファインバーグによれば、人工妊娠中絶が殺人であるか否かは胎児が道徳的な人格であるか否かによる。すなわち胎児が道徳的な人格であるならば、人工妊娠中絶は殺人であるが、胎児が道徳的な人格でないならば、人工妊娠中絶は殺人ではない。

では胎児は道徳的な人格であるといってよいか。この問い合わせるために道徳的な人格の概念を規定する五つの基準について考察しなければならない。本論でみたように、この五つの基準には利点と難点が共存する¹²⁾。——「種にもとづく基準」は胎児を道徳的な人格として認めるが、ホモ・サピエンス以外の人格的な存在者を人格として認めない。「種にもとづく基準の修正版」はホモ・サピエンス以外の人格的な存在

者を道徳的な人格として認めるが、存在者が持つ固有の特徴にもとづいて道徳的な人格を認めない。「潜在性にもとづく基準」は胎児を道徳的な人格として認めるが、潜在性に関する論理的な問題を克服できない。「潜在性にもとづく基準の修正版」は胎児が成長する度合に応じて道徳的な人格が増大することを認めるが、やはり潜在性に関する論理的な問題を克服できない。

ファインバーグによれば、上述した四つの基準が持つ難点の大きさは「Cの現実所有にもとづく基準」が正しいとする強い推定の根拠を生み出す。この基準によれば、道徳的な人格の概念は常識的な人格の概念を規定する同一の特徴Cによってのみ確立される。すなわち常識的な人格の概念を規定する特徴Cを現実的に所有する存在者こそは、生存権を持った道徳的な人格である。このように考えるならば、常識的な人格が適用される存在者の領域（＝常識的な人格の領域）と道徳的な人格が適用される存在者の領域（＝道徳的な人格の領域）とは完全に重なりあうことになる。ところで胎児はCを現実的に所有しない。それゆえ胎児は常識的な人格でもなく、道徳的な人格でもない。これは胎児が生存権を持たないことを意味する。かくて胎児を抹殺する人工妊娠中絶は殺人ではない。

しかし常識的な人格と道徳的な人格が同一の存在者であると主張する「Cの現実所有にもとづく基準」にも重大な難点が見出される。すなわち新生児はCを現実的に所有しない。それゆえ新生児は常識的な人格でもなく、道徳的な人格でもない。これは新生児が生存権を持たないことを意味する。それゆえ新生児を抹殺する嬰児殺しは殺人ではない。かくてCの現実所有にもとづく基準は、新生児が道徳的な人格ではないと主張するところに難点がある。——最後にファインバーグは、この難点について言及する。たしかに新生児が道徳的な人格ではないという主張はCの現実所有にもとづく基準が持つ深刻な難点である。しかし嬰児殺しに反対するための強力な理由を列挙することは可能である¹³⁾。それゆえ嬰児殺しを否定する立場からCの現実所有にもとづく基準を拒否する必要は全くない。

註

- 1) ジョエル・ファインバーグ「人格性の基準」谷口佳津宏・佐々木能章訳、加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』（東海大学出版会・1988年）47～65頁。なお、この論文の原題は「Abortion」であり、直訳すれば「人工妊娠中絶」である。この論文においてファインバーグは、人格性の基準を考察することによって人工妊娠中絶の是非について詳論する。
- 2) ジョエル・ファインバーグ (Joel Feinberg) はアリゾナ大学の哲学教授であり、『行為と賞罰—責任理論一』や『社会哲学』『権利、正義、および自由の限界』などの著者である。加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』上掲書351頁を参照。
- 3) 本稿は15章に分かたれる。章の数と各章の題目は筆者による。
- 4) 「人格」と邦訳される英語「person」（パーソン）はラテン語「persona」（ペルソナ）に由来する。そこでラテン語「persona」（ペルソナ）が持っていた本来の意味について簡単に述べておきたい。——元来ペルソナは「仮面」を意味した。すなわち劇場で役者が被る「仮面」のことを「ペルソナ」といった。では、なぜ仮面がペルソナといわれるようになったか。その語源については二つの説がある。一つは「ペル・ソナーレ」に由来するという説である。ラテン語 per (ペル) は「～を通して」を意味し、ラテン語 sonare (ソナーレ) は「響く」を意味する。役者が仮面を被つて声を発すると、仮面のくぼみ「を通して」声が反響し、劇場全体に「響く」。それゆえ仮面がペルソナといわれるようになった。いま一つは「ペル・ゾナーレ」に由来するという説である。ラテン語 per (ペル) は「～を通して」を意味し、ラテン語 zonare (ゾナーレ) は「変装する」を意味する。役者は仮面「を通して」劇中の登場人物に「変装する」。それゆえ仮面がペルソナといわれるようになった。いずれの説においても、ペルソナは仮面を意味した。なおペルソナの意味について、加藤和哉「トマス・アクィナスにおける人間の「ペルソナ」(persona) の理解」『ギリシア・中世哲学研究の現在』哲学会編（有斐閣・1998年）147～164頁、片山寛「トマスにおけるペルソナ概念」『トマス・アクィナスの三位一体論研究』（創文社・1995年）71～100頁、K.リーゼンフーバー「人間の尊厳とペルソナ概念の発展」『中世における自由と超越』（創文社・1988年）183～203頁、山田晶「ペルソナとペルソナ性」『アウグスティヌス講話』（講談社・1995年）111～143頁も参照。

- 5) ブラックストン (Sir William Blackstone ; 1723~1780) はオックスフォード大学の初代イギリス法教授である。彼の主著『イギリス法註釈』(Commentaries on the Laws of England, 4vols.) は英米の法学教育の基本教科書として100年以上にわたって使用された。金子宏・新堂幸司・平井宜雄編集代表『法律学小事典〔第3版〕』(有斐閣・1999年) を参照。
- 6) フайнバーグの論文においては、遠い銀河系の中にある惑星が舞台になっている。臨場感を増すために舞台を筆者が改変した。
- 7) 胎児が成長する過程については、K.L.MOOLE『受精卵からヒトになるまで—基礎的発生学と先天異常—第4版』瀬口春道監訳(医歯薬出版株式会社・1998年) 51~52、269~292頁を参照。
- 8) ジミー・カーター (Jimmy Carter ; 1924~) は第39代アメリカ合衆国大統領である。大統領在任期間は1977年から1981年であった。
- 9) フランクリン・ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt ; 1882~1945) は第32代アメリカ合衆国大統領である。大統領在任期間は1933年から1945年であった。
- 10) 「潜在性にもとづく基準」と「潜在性にもとづく基準の修正版」には潜在性に関する論理的な問題を克服できないという共通の難点が見出される。この難点を指摘したものとして、藏田伸雄「パーソン論—概念の説明—」加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』(世界思想社・1998年) 99~100頁を参照。——「潜在性にもとづく基準」に対する批判は単にファインバーグだけでなく、エンゲルハートとプチエッティにも見出される。エンゲルハートとプチエッティは、ファインバーグと同じように「潜在性にもとづく基準」を潜在性に関する論理的な問題を克服できないという点から批判する。エンゲルハートの所説については、エンゲルハート「医学における人格の概念」久保田顕治訳『バイオエシックスの基礎』上掲書19~32頁を参照。また拙稿「生命倫理講義（2）—エンゲルハート「医学における人格の概念」—」『天使大学紀要』(第3巻・2003年) 119~128頁も参照。プチエッティの所説については、プチエッティ「〈ひと〉のいのち」片桐茂博訳『バイオエシックスの基礎』上掲書33~46頁を参照。また拙稿「生命倫理講義（3）—プチエッティ「〈ひと〉のいのち」—」『天使大学紀要』上掲書129~139頁も参照。
- 11) フайнバーグによれば、Cの現実所有にもとづく基準は正しい。この考え方方にしたがえば、胎児の人工妊娠中絶だけではなく、新生児の嬰児殺しをも認めなければならない。しかし彼は胎児の人工妊娠中絶を認めるにとどまり、新生児の嬰児殺しを絶対に認めない。なぜなら嬰児殺しは悪い行為だからである。——このようなファインバーグの主張に対して次の疑問が湧く。第一に、彼は胎児の人工妊娠中絶が善い行為であると考えているのであろうか。第二に、Cの現実所有にもとづく基準にしたがえば、嬰児殺しは論理的に正当化される。それにもかかわらず、なぜ彼は嬰児殺しが悪い行為であると断言するのであろうか。第三に、そもそも彼において善い行為と悪い行為とを区別する基準は何か。これら三つの疑問に対して、ファインバーグは何も答えていない。
- 12) 道徳的な人格の概念を規定する基準について図示すれば次のようになる。○印は道徳的な人格として認められる存在者であり、×印は道徳的な人格として認められない存在者である。

| | ホモ・サピエンス | | | | | 知的な宇宙人 | |
|----------------|----------|----|-----|----|------|--------|----|
| | 接合子 | 胎児 | 新生児 | 成人 | 脳死状態 | 胎児 | 成人 |
| 種にもとづく基準 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 種にもとづく基準の修正版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 潜在性にもとづく基準 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 潜在性にもとづく基準の修正版 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| Cの現実所有にもとづく基準 | × | × | × | ○ | × | × | ○ |

- 13) フайнバーグは嬰児殺しに反対する。これと同じ主張はエンゲルハートやプチエッティにも見出される。エンゲルハートによれば、人格の概念には二つある。一つは厳密な意味での人格であり、一つは社会的な意味での人格である。新生児は厳密な意味での人格ではない。しかしながらといって嬰児殺しを認めるることはできない。なぜなら婴児殺しを認めるならば、厳密な意味での人格が損害を受けるからである。それゆえエンゲルハートは新生児に社会的な意味での人格を帰属させて嬰児殺しに反対する。一方プチエッティによれば、新生児は道徳的な主体ではない。しかしながらといって嬰児殺しを認めるることはできない。なぜなら新生児は意識経験を支える神経組織が完成しつつある道徳的な客体だからである。それゆえプチエッティは嬰児殺しに反対する。——ファインバーグは婴児殺しに反対す

る理由を具体的に述べていない。しかし我々は嬰児殺しに反対する理由として、エンゲルハートやブチエッティの嬰児殺し反対論をあげることができるであろう。

参考文献

1. 片山寛『トマス・アクィナスの三位一体論研究』(創文社・1995年)。
2. 加藤和哉「トマス・アクィナスにおける人間の「ペルソナ」(persona) 理解」『ギリシア・中世哲学研究の現在』哲学会編(有斐閣・1998年)。
3. 加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』(東海大学出版会・1988年)。
4. 加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』(世界思想社・1998年)。
5. 金子宏・新堂幸司・平井宣雄編集代表『法律学小事典〔第3版〕』(有斐閣・1999年)。
6. 山田晶『アウグスティヌス講話』(講談社・1995年)。
7. K.リーゼンフーバー『中世における自由と超越』(創文社・1988年)。
8. K.L.MOOLE『受精卵からヒトになるまで—基礎的発生学と先天異常—第4版』瀬口春道監訳(医歯薬出版株式会社・1998年)

(本稿は平成15年度天使大学後援会研究助成による成果の一部である。)

〔追記〕本稿はファインバーグの所説を紹介するために執筆された研究ノートである。人格と呼ばれるに値する「常識的な人格」と道徳的な諸権利を持つ「道徳的な人格」とが全く同一の存在者であると主張するファインバーグの所説は、胎児の人工妊娠中絶と新生児の嬰児殺しに関心をよせる人々に貴重な示唆を与えてくれる。特に、人工妊娠中絶を肯定するファインバーグが嬰児殺しを否定していることは注目に値する。

ファインバーグによれば、胎児と新生児は常識的な人格でもなく、道徳的な人格でもない。それゆえ人格性の基準にしたがえば、人工妊娠中絶と嬰児殺しは悪い行為ではない。しかしファインバーグは新生児の嬰児殺しが悪い行為であると断言し、これだけを否定する。おそらくファインバーグは人格性の基準のほかに善悪の基準を持ち、この善悪の基準にしたがって嬰児殺しを否定するのであろう。胎児の人工妊娠中絶や新生児の嬰児殺しなどを議論するとき、我々は「人格性の基準」だけを問題とするのではなく、我々自身が持つ「善悪の基準」についても深く内省する必要があるのではなかろうか。